

桜井中ガイド

令和8年度版



安城市立桜井中学校

〒444-1162 安城市小川町の場丘1番地 |
TEL: 0566-99-0028
FAX: 0566-99-0097
メール: sakuraichu@anjo.ed.jp

桜井中の一年間

	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式・始業式 ・身体測定 ・新入生歓迎会、生徒総会 ・授業参観、PTA総会、学年保護者会
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然教室(1年生) ・職場体験学習(2年生) ・修学旅行(3年生)
	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回定期テスト ・プール開き ・支所予選
	<ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談会 ・終業式
	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・夏休み作品展 ・授業参観 ・第2回定期テスト
	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭 ・体育祭
	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回定期テスト
	<ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談会 ・終業式
	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・進路相談(3年生) ・入学説明会(小学6年生対象)
	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回定期テスト
	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生を送る会 ・同窓会入会式(3年生) ・卒業証書授与式 ・修了式

入学式に向けて → p. 3
保健室から → p. 19

学習について → p. 11



部活動について → p. 12

もしものとき
大災害時等の対応について
→ p. 17



桜井中公式マスコット
キャラクターの
「サクライチュウ」です。
みんなで充実したすば
らしい中学校生活を送
りましょう。



目次

入学式に向けて	3
入学式、入学式当日の服装・持ち物、受付場所・駐車場・式会場等の校地図	
服装や頭髪、購入物について	4
学校生活における服装や頭髪等の規定について、制服、頭髪、半袖体操服・ハーフパンツ・ジャージ、運動靴、体育館シューズ・上履きスリッパ、靴下、通学用バッグ、学習用具、水筒、傘、防寒対策、暑さ対策・その他、自転車	
桜井中の一生活について	8
登校、朝の会、授業の間の10分間、授業、給食、放課、清掃、帰りの会、下校、下校完了時刻、生徒の送迎等で来校される時	
学習について	11
教科、定期テスト、家庭学習、マイタブレット(学習用iPad)	
部活動について	12
種目、活動時間など、入部までの手順、転部、退部、これからの部活動	
教育相談について	13
スクールカウンセラー、相談機関の紹介	
みんなの安心・安全のために	14
学校からの情報提供、保護者との情報交換、不審者、事故・事件への対応、携帯電話、スマートフォン	
学校からのお願い	16
欠席等連絡アプリ「tetoru(テトル)」の登録	
大災害時等の対応について	17
大規模地震に関する対応、警報等に関する対応、その他	
学費等の預貯金口座振替についてのお願い	18
保健室から	19
保健室の利用のしかた、日本スポーツ振興センター加入同意書、健康カード、健康診断	
本校の教育について	20
通学路一覧	21
自転車通学について	22
自転車通学許可の基準、自転車通学の流れ	
資料	
○教員の多忙化解消に向けた取組への御理解と御協力について 愛知県教育委員会.....	23
○安城市マイタブレット(学習用iPad)使用ガイド〈家庭用〉安城市教育委員会.....	25
○新 安城ケータイ・スマホ宣言 安城市中学生ふれあい会議.....	27
○自転車の利用に関するお知らせ.....	28



入学式に向けて

【入学式】(時間は、昨年度例)

日時 令和8年4月9日(木)
受付 8時40分 ~ 8時55分
入学式・始業式 9時30分 ~ 10時20分
学級活動・説明 10時45分 ~ 11時30分
下校・帰宅 11時30分 ~



場所 安城市立桜井中学校 体育館

【入学式当日の服装・持ち物】

〈生徒〉本校指定の冬の学生服を着用します。セーラー服は白の襟カバーをはずしてください。
通学用リュックサック(教科書を配付します)、筆記用具(名前ペンなど)、
上履きスリッパ、体育館シューズ、シューズ袋
〈保護者〉「入学通知書」(受付にご提出ください)

*学生服につける名札は、入学後に配付しますので、入学式当日は必要ありません。
*保護者のスリッパは、中学校で用意します。

【受付場所・駐車場・式会場等の校地図】

- ・受付場所は、北校舎1階1年昇降口前です(雨天の場合は、昇降口の廊下です)。
- ・受付横の組分け名簿で、お子様の学級名・名簿番号を確認してから受付をお願いします。受付を済ませた後は、お子様は教室に移動し、保護者の皆様は体育館でお待ちいただきます(保護者は教室には入りません)。
- ・駐車場は運動場です。プールと体育館の間にあるプール門を通ってお入りください。出口もプール門です。また、学校周辺への駐車はお控えください。自転車でお越しの場合は自転車置き場をご利用ください。



服装や頭髪、購入物について

【学校生活における服装や頭髪等の規定について】

中学校は、国民に対して一般的、基礎的な(職業的、専門的でない)教育を行う義務教育機関です。国は、どの地域で教育を受けたとしても、一定の水準の教育を受けられるようにするために、卒業するまでに学ぶことについて基準を定めています【教育の機会均等】。

また、学校は一人一人の人格や能力を最大限に発達させ、開花させる場、学習をする場であるため、ルールを設けたり、その目的に合わないものや妨げになると考えられるものには、持ち込みを禁止したり制限したりしています【学習権の保障】。

桜井中学校では、「教育の機会均等」、「学習権の保障」の実現のために、服装や頭髪等について規定を設けています。その規定の基になるのが、桜井中学校の校訓である『質実剛健(中身が充実し、かざりけがなく、心身ともに強くたくましい)』です。

校訓とは、教育上の理念・目標を成文化したものです。桜井中学校の生徒が、校訓『質実剛健』を体現できるように、学校生活における規定の内容を決定しています。

令和4年12月には生徒指導提要が改訂され、「校則」の見直しについての必要性にも言及をしています。また、令和5年4月には「こども基本法」が施行され、こどもの意見を反映させることの重要性も定められました。桜井中ガイドの内容については、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、毎年、検討・見直しをして参ります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【制服】(学校指定)

学ラン型

- ・黒の標準学生服を着用します。ボタン、ホックをきちんと留めます。
- ・暑いときは、白の半袖開襟シャツを上衣とします。シャツは、ズボンにきちんと入れます。
- ・学生服の中は、普段は白のカッターシャツ、白の半袖開襟シャツ、学校指定のジャージや体操服、部活動Tシャツを着用します。

セーラー服型

- ・学校指定の紺のセーラー服を着用します。ひだスカートかスラックスのいずれかを選択してください。スカートの丈は、ひざが隠れる程度の長さとしします。
- ・暑いときは、白の半袖セーラー服を上衣とします。
- ・普段は学校指定の黒のリボン、白の襟カバーを着用します。儀式(始業式・終業式・入学式・卒業式等)時は、白の襟カバーをはずします。
- ・セーラー服の中は、普段は学校指定のジャージや体操服、部活動Tシャツを着用します。

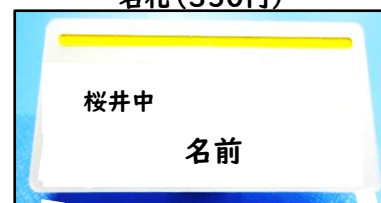
共通

- ・更衣期間は設けません。気候や体調に合わせて夏服・冬服を選択してください。
儀式など一部の行事については夏の制服・冬の制服を指定することがあります。
- ・部活動Tシャツは、激しい運動をともなう部活動に適したものです。部活動時や休日の部活動の登下校時、制服の中に着用します。
- *体育の授業時は体操服を着用します。部活動Tシャツの着用は認めていません。
- ・制服の中に着ている衣服は、そで口やすそなどから出ないように着用します。
- *制服や以下の項目について、医療・健康上等の特別の事情がある場合は、ご相談ください。

○名札

- ・名札は、入学式当日にお渡しします。
- ・制服の左胸ポケットにクリップでとめて使用してください。
- ・登下校時は、防犯対策として取り外しています。
- ・名札は教室に保管し、着脱は教室で行います。

名札(350円)



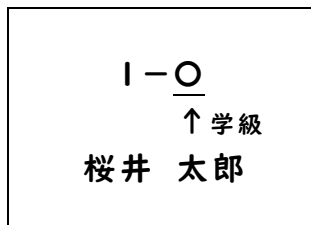
【頭髪】

- ・自分や周りの人への安全面、衛生面に配慮した、落ち着いた髪型にします。脱色や染色など、周囲に不安感を与える髪色はしません。
- ・髪が長い場合は、安全確保や衛生管理のために、ゴムで束ねたりヘアピンで留めたりします(例: 体育・技術・家庭・美術などの実技教科、理科の実験、給食時など)。
- ・整髪料等は、香りの強さの感じ方等に個人差があるため使用を控えます。

【半袖体操服・ハーフパンツ・ジャージ】(学校指定)

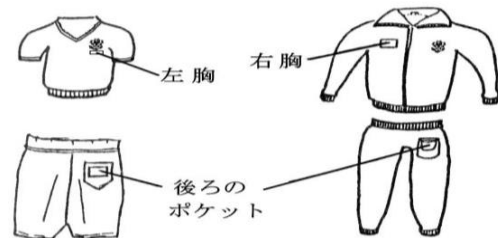
- ・学校指定のジャージ上下、体操服、ハーフパンツを着用します。
 - ・下の図のように、白布に名前を書き、それぞれの所定の位置に縫い付けます。半袖体操服は、名前の欄に直接書くか、他と同じように白布を縫い付けます。
- ※6月～10月は、熱中症対策の観点から半袖体操服での登下校を許可しています。登下校時の安全とプライバシーを守るために、半袖体操服の記名はご家庭の判断で対応していただいて構いません。

〈記名のしかた〉



半袖体操服・ハーフパンツ

ジャージ



【運動靴】(色指定なし)、【体育館シューズ・上履きスリッパ】(学校指定)、【靴下】(白、黒、紺など制服に合わせた華美でないもの)

- ・通学、運動に適した運動靴(靴底はゴムまたは固いスポンジのもの)を使用します。デザイン性・ファッション性を重視したスニーカーや、ハイカットタイプのは、運動時にけがをする恐れがあります。安全面に配慮した靴選びをお願いします。
- ・校内では、学校指定の学年色の上履きスリッパ(新1年生:緑色)を使用します。
- ・学校指定の体育館シューズを使用します。シューズ袋の指定はありません。
- ・靴下は、無地かワンポイントのものとしします。

〈記名のしかた〉



体育館シューズ・運動靴

- ・かかと部分または靴の内側などに、学年、組、氏名(名字可)を書く。
- ・シューズ袋にも記名する。



上履きスリッパ

- ・かかとの部分と、足の甲の部分に氏名(名字可)を書く。

【通学用バッグ】(学校指定)

- ・学校指定のリュックサック(大)、ナップサック(小)を使用します。飾りやキーホルダー等、トラブルの原因になる物や学習に必要な物はない物をつけません。
- ・手提げバッグ類は、特別の事情がない限り使用しません。

【学習用具】

- ・ノート類については、各教科や学年の先生から指示があるまで買わないでください。
- ・学習用具については、華美でない物を用意します。
- ・教科書や学習用具は、自分のロッカーに置いて帰ることも認めています。各自で、荷物の重さを調節したりロッカーや机の中を整理整頓したりしましょう。

【水筒、傘】

- ・水筒は、常時、持参してよいです。中身は水かお茶です。休日の部活動では、通年で、スポーツドリンクでもよいです。ペットボトルのまま持ってくる場合は、保冷用カバーに入れるなどしてください。
- ・傘の色の指定はありません。
- ・水筒や傘への記名をお願いします。毎年多くの落し物があります。

【防寒対策】

- ・寒さによる体調不良を防ぎ、健康に学校生活を送ることができるよう、気温や体調に応じて適切に判断して着用してください。
 - ・寒いときは、制服の中に白、黒、紺などできるだけ無地に近い服（セーターやトレーナー等）を着用して体調管理をしましょう。また無地の黒タイツ類（足先までのタイツや足首までのレギンス等）を着用したり、その上から黒や白の靴下を重ね履きしたりしてもよいことにします。尚、体育の授業では、運動時に足が滑るのを防ぐために、タイツ類を着用する場合は、必ず靴下を重ね履きしてください。
 - ・一日の中で寒暖差が大きい日や、寒いときは、白の半袖開襟シャツや白の半袖セーラー服の上から学校指定のジャージを、一時的に羽織るなどしてもよいことにしています。
 - ・とくに寒い時期には、ウインドブレーカー、手袋、ネックウォーマー、マフラーを適切に着用して体調管理をしましょう。使用しない時は、個人のロッカーでナップサックまたはリュックサックの中にしまい保管します。
 - ・ウインドブレーカーは、部活動で斡旋して購入する場合がありますので、個人で購入する前に部活動顧問に確認してください。体育の授業では、安全面への配慮から、フードははずすか収納することをすすめる場合があります。色は、特に指定しません。
 - ・ダウンジャケットやオーバーコートは、学校生活で使用するのに適さない面があるため、使用しないでください。また、安全面への配慮から、ミトンや耳あては身につけないこととします。
- *前記の傘や防寒具のような特に学校指定がないものについては、色の指定はありません。適切に使用し華美にならないようにしましょう。人に不快感や恐怖感を与える恐れのあるものは、使用しないでください。
- *防寒具についての詳しい内容については、10月ごろに案内文を配付いたします。

【暑さ対策・その他】

- ・暑いときは、帽子、ネッククーラー（冷凍ジェル）、タオル、ハンドカバー（アームカバー）、日傘を適切に使用して体調管理をしましょう。
- ・とくに暑い時期には、生徒会からの提案により熱中症対策として、平日にスポーツドリンクを持参したり、体操服で登下校・授業参加をしたりしてもよいことにしています。
- ・タオルは、校内では首や肩にかけて歩いたり振り回したりしません。机上に出したままにしません。
- ・制汗シートや日焼け止めは、無香性と明記してあるものを使用しましょう。スプレータイプのは禁止です。
- ・防犯ブザー等を用意し、自分の身は自分で守るようにしましょう。
- ・不要な金銭や学習に関係のない物は、学校に持参しないよう、ご家庭でもご指導ください。

×携帯電話類、菓子・ジュース類、ゲーム類、漫画・雑誌類、音楽プレーヤー類、ナイフなど刃物類（カッター・ハサミ含む）

*授業でカッター等を使用する場合は、学校のものを使用するか、使用する期間のみ特別に持ってくるように連絡をします。

*もしも不要物等を持ち込んでしまった場合は、教師が一旦お預かりし、保護者に返却します。

【自転車】

○自転車の規定

- ・体に合った大きさの自転車を使用します。
- ・両脚スタンドで、前かご、ベル、前照灯・反射板を完備したものにします。
- ・荷台は、リュックサック等が安定する大きさと強さのものをつけます。
- ・改造自転車の使用は認めません。
- ・防犯登録をしてください。また、令和3年10月より、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。加入状況の確認をお願いします。



○自転車使用時の注意事項

- ・ヘルメットを必ずかぶります。SGマークの付いたものを推奨します。
- ・*安城市の自転車に関する補助金については、安城市のホームページをご覧ください。
<https://www.city.anjo.aichi.jp/anshin/helmethojokin.html>
- ・スカートで乗車してもよいです。ただし、スカートの巻き込み事故が起きないように、十分注意して着用しましょう。
- ・自転車を止めるときは、必ず鍵をかけます。2重ロックが望ましいです。
- ・リュックサックやナップサックは背負って乗車します。荷物が多いときは、荷台に縛ってもよいです。
- ・安全面を考慮し、部活動のシューズなどの軽いものについてのみ、前かごに入れるようにします。
- ・雨合羽は、リュックサックやナップサックを背負ったまま着用できるタイプのものをおすすめします。なお、傘さし運転は法律違反ですのでやめてください。
- ・校内では自転車をひいて移動します。駐輪場では、決められた場所に、自転車の両脚スタンドを白線の内側にそろえて駐輪します。その他の場所でも、きれいに整頓するようにします。
- ・自転車通学者以外の生徒も、休日や長期休暇中に行われる部活動では、ルールを守ることを前提に、自転車通学を認めています。また、総合的な学習の時間や高校入試、特別な事情がある場合等で使用を許可する場合があります。この場合も上記の規定に準ずるようにしてください。
- ・下記のような交通法規(ルール)に違反する運転や悪質なマナー違反をくりかえし行うなどした場合は、自転車利用許可を取り消す場合があります。

自転車安全利用5原則

- ・車道が原則 歩道は例外、・車道は左側通行、・歩道は歩行者優先 車道寄りを徐行
- ・安全ルールを守る(一時停止、交通信号の遵守、2人乗り、併進の禁止など)、・ヘルメット着用

桜井中の一日

<50分授業>		<45分授業>	
始業準備	8:00～8:10	始業準備	8:00～8:10
朝の会	8:10～8:25	朝の会	8:10～8:25
第1校時	8:30～9:20	第1校時	8:30～9:15
第2校時	9:30～10:20	第2校時	9:25～10:10
第3校時	10:30～11:20	第3校時	10:20～11:05
第4校時	11:30～12:20	第4校時	11:15～12:00
給食	12:20～13:00 (片付け12:50)	給食	12:00～12:40 (片付け12:30)
放課	13:00～13:15	放課	12:40～12:55
第5校時	13:20～14:10	第5校時	13:00～13:45
第6校時	14:20～15:10	第6校時	13:55～14:40
清掃	15:10～15:25	清掃	14:40～14:55
帰りの会	15:30～15:40	帰りの会	15:00～15:10
(5時間授業の日)			
清掃	14:10～14:25	清掃	13:45～14:00
帰りの会	14:30～14:40	帰りの会	14:05～14:15

<50分授業>

- ・木曜日清掃カット
- ⑥14:20～15:10
- 帰りの会 15:15～15:25

<45分授業>

- ・木曜日清掃カット
- ⑥13:55～14:40
- 帰りの会 14:45～14:55

・月曜日・木曜日…午後部活動なし

- ・昇降口解錠は8:00です。始業時刻は8:10です。
- ・桜井中職員の勤務時間は、8時00分から16時30分です。授業時間中は、電話がつかない場合がありますので、ご了承ください。なお、部活動のある日は、最終下校時刻1時間後を目安に、電話の取次ぎを終了させていただきます。休日の部活動における欠席・遅刻・早退などの連絡のしかたについては、各部活動顧問にご確認ください。
- ・休日は電話がつながりません。



生活について

【登校】

- ・交通ルールを守り、決められた通学路を通ります。登下校時は、制服を着用します。
- ・*休日、長期休業中、再登校時は、制服以外にジャージや体操服、部活動Tシャツでもよいものとします。
- ・生徒登校は、8:00~8:10とします。
- ・提出するお金を持ってきた場合は、朝のうちに担当の先生か学級担任の先生に手渡ししましょう。
- ・欠席連絡等は、teturu を利用するか、7:45~8:10に保護者より学校にご連絡ください。
- ・8:10以降は、学校に直接お電話ください。

【朝の会】

- ・1日の予定を確認し、スクールライフノートに入力したり、提出物などを提出したりします。

【授業の間の10分間】

- ・授業の間の10分間は、次の授業のためにあります。まず、次の授業の準備をしてから、トイレに行くなどするとよいです。チャイムが鳴ると同時に授業を始められるようにします。

【授業】

- ・授業の時間は、小学校より5分長い50分が基本です。教科ごとに担任の先生が変わります。
- ・実技教科（音楽、美術、技術・家庭、保健体育）は教室以外の場所で行うことが多いです。英語では、ALT (Assistant Language Teacher) が授業に入ることもあります。

【給食】

- ・当番以外の生徒は、トイレや手洗いを済ませ、各自で用意した布ナフキンを机に敷いて席に着きます。
- ・給食終了のチャイムが鳴るまでは、教室から出ません。

【放課】

- ・昼休みには、健康委員がボールの貸し出しを行っています。運動場で遊ぶことができます。
- ・図書館では、図書委員が本の貸し出しを行っています。一度に2冊まで二週間、貸出可の本を借りることができます。

【清掃】

- ・15分間、協力、分担して清掃場所をきれいに掃除します（木曜日は清掃がありません）。

【帰りの会】

- ・放送の合図に従って、黙想をします。静かに一日の生活の振り返りをしましょう。
- ・教科リーダーが明日の連絡をします。学級によりスピーチなど独自の活動を行っています。また、配布物を受け取ります。
- ・終了のチャイムが鳴るまでは教室から出ないようにします。

【下校】

- ・下校完了時刻を必ず守ります。防犯対策のため、できるだけ複数で下校します。寄り道はしません。

下校完了時刻

- ・下校完了時刻は、部活動（または、部活動のない場合は帰りの会）終了15分後です。この時刻までに生徒全員が校門を出ます。日によって異なるため、毎月、学校だよりや部活動の予定表でお知らせしています。
- ・下校完了時刻は、生徒の安全を守るために、気象庁から発表される日の出・日の入り時刻を考慮して設定しています。

	部活動終了時刻	下校完了時刻
4 / 6(月)～	17:15	17:30
9 / 1(火)～	16:15	16:30
11 / 2(月)～	活動なし	16:15
11 / 17(火)～	活動なし	16:00
1 / 5(火)～	活動なし	16:30
2 / 1(月)～	16:15	16:30
2 / 24(水)～	16:15	16:30
3 / 9(火)～	16:15	16:30

生徒の送迎やボランティア、資源回収等で来校されるとき

周辺施設（JA桜井支店等）の駐車場の無断使用は許可されていません。また本校の周りを走る公道はどこも狭く、正門前の道は一方通行となっています。これらの場所での駐停車は、通行する車の往来を妨げてしまいます。

そこで、生徒の送迎等のため、ご来校の際は、指示がある場合を除き、正門からお入りいただき、格技棟横にある来客用駐車場（乗用車8台分）に駐停車をお願いします。職員室や保健室、会議室に近いため、ご利用しやすくなっています。また、資源回収で、ご来校いただく場合は、自転車門からお入りいただき、近くに設置してあるコンテナを利用してください。

なお、校地内の安全を守るため、生徒登校後から下校まで正門、自転車門等を閉めることにしています。ご不便をおかけしますがそのつど開け閉めをお願いしたいと思います。

また、朝は8:00～8:10、午後は当日の生徒の下校時間（帰りの会終了または部活動終了から、その15分後まで）は、多くの生徒の登下校時間に重なるため、とくに気をつけて最徐行していただくかできる限り避けていただくようお願いいたします。

学習について

【教科】

- ・中学校で学習するのは、次の10教科です。
国語、数学、社会、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語、道徳
- ・*算数→数学、図工→美術、家庭→技術・家庭、体育→保健体育、外国語→英語 に代わります。
- ・教科以外には、学級活動、総合的な学習の時間があります。
- ・保健体育は、実技の授業以外に保健の学習があります。

【定期テスト】

- ・学習のまとめと、学習内容がどの程度身に付いたかを知るために、定期テストを行います。
- ・第1回・第3回テストは9教科(国語、数学、社会、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術・家庭)行います。
- ・第2回・第4回テストは、5教科(国語、数学、社会、理科、英語)行います。
- ・国語、社会、数学、理科、英語については、100点満点とし、45分間で行います。音楽、美術、保健体育、技術・家庭については、50点満点とし、20分間で行います。なお、技術・家庭は、合わせて20分間で行いますので、注意してください。
- ・学年の方針によって、定期テストの他に、実力テストを行う場合があります。

【家庭学習】

- ・予習→授業→復習のサイクルをつくることで、学習内容の理解が深まり、知識・技能の定着が期待できます。生活リズムを把握して、自分に合った学習リズムがつけられるよう、ご家庭での支援をお願いします。

【マイタブレット(学習用iPad)】

- ・本校では、「安城市マイタブレット(学習用iPad)使用ガイド」(25ページ)に則って、マイタブレットを使用しています。
- ・マイタブレットの設定を勝手に変えたり、アプリをダウンロードしたりしません。故障の原因になることもあります。
- ・マイタブレットは、毎日家庭に持ち帰り、充電をして学校に持ってきます。家庭への資料配付や調査依頼を行う場合があります。また、オンライン授業で使うこともあります。
- ・マイタブレットの故障、不具合等については、すぐに担任に申し出てください。尚、故意でない場合の故障は保障されますが、保護シートについては張替にかかる費用をご家庭でご負担いただいています。ご了承ください。
- ・マイタブレットは、スクリーンタイム機能を使って個別に使用制限を設定することができます。ご家庭の方針に合わせて、設定してください。

***教科書や学習用具は、自分のロッカーに置いて帰ることも認めています。各自で、荷物の重さを調節したりロッカーや机の中を整理整頓したりしましょう。**



部活動について

【種目】

運動部 ○野球 ○サッカー ○ソフトテニス(男子) ○卓球 ○剣道 ○陸上競技
○バスケットボール ○バレーボール(女子)
文化部 ○吹奏楽 ○文化・パソコン ○合唱 ○JRC ○英語部(期間限定)

【今後の部活動】

・安城市のこれからの部活動については、安城市教育委員会より配付される資料をご覧ください。

【入部までの手順・転部・退部】

- ・全学年希望制です。興味・関心・特性(身体面等)に合わせて、家庭でよく相談をしてください。
- ・部活動は、計画的に継続して行うからこそ成果が上がるものです。気が向いたときだけであればよいというような自分勝手な参加の仕方はしないでください。
- ・入部は、見学→体験入部→仮入部→本入部という流れで決定します。
- ・体験入部、仮入部、本入部の前に、それぞれ希望調査を行います。
- ・部活動で使用する用具等は、本入部後にお知らせします。それまでは用具等を購入しないでください。
- ・年度ごとに、所属する部活動の継続の意思確認を行います。
- ・転部を希望する場合は、転部希望先の顧問に打診し、転部先で十分にやっつけようかを見極めた上で「部活動の転部希望願」を提出します。一度転部をしたら、また元の部に戻ったり、他の部が変わったりすることは、やむを得ない理由がない限りできません。
- ・退部は、原則、希望制のため本人、保護者の意思により決定します。その場合「退部届」を提出します。

教育相談について

生徒は、成長過程における悩みを抱き、それを乗り越えていくことで成長します。学校生活や普段の生活で、お子さんに対するお悩みはありませんか。ちょっとした不安を抱いたら一人で悩まず、まずは相談してみてください。

【スクールカウンセラー】(校内)

- ・スクールカウンセラー(以下SC)は、臨床心理士の資格を有する方です。不登校や学校生活の悩みなどを生徒と一緒に考えます。
- ・SCは、月に1、2回程度、勤務しています。
- ・守秘義務を守ります。
- ・生徒とその保護者が利用することができます。
- ・1回の相談(面談)は、1時間を限度としています。
- ・相談は、本校の南舎1階心の教室で行っています。



申し込みの流れは

- ①SCへの相談希望があることを、学級担任または生徒支援担当にお伝えください。相談(面談)の予約をします。あわせて希望日、希望時間をお伝えください。
- ②校内で予約を確認、調整し、学級担任または生徒支援担当から相談(面談)日時を連絡します。

【相談機関の紹介】(校外)

- ・ふれあい相談室にお電話ください。担当者との相談し、臨床心理士やふれあい学級(※)を紹介するなど、適切な支援について一緒に考えます。

安城市 ふれあい相談室 TEL:76-9674(クロウナシ)

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝祭日、年末年始は除く)

○安城市適応指導教室 ふれあい学級(安城市教育センター内など市内3か所で開室)(※)

- ・活動内容 学習タイムは、各自で学習を進めます。
フリータイムは、友達と卓球やおセロなどをして過ごします。

〈保護者の声〉

不安を感じやすい子ですが、ふれあい学級は子どもにとって安心して過ごせる居場所になっています。優しく接してくれるお友達や先生方に感謝します。



○その他の相談機関の例

こころの電話(教育サービスセンター)	052-261-9671
全国統一番号「なやみいおう」	0120-0-78310
ヤングテレホン	052-764-1611
チャイルドラインあいち	0120-99-7777
児童相談所虐待対応ダイヤル	189

みんなの安心・安全のために

【学校からの情報提供、保護者との情報交換】

- ・「学校だより」「学年だより」等やホームページで、行事や生徒の活躍の様子などをお知らせします。
- ・行事の実施、延期などの連絡や、緊急時の対応についてのお知らせは、ホームページや tetoru での連絡メールにてお知らせします。



桜井中学校HP

- ・入学式以降に希望者のみ、随時、学校にて面談を行います(家庭訪問は行いません)。
 - ・1・2年生は1学期末と2学期末に、次のように個別懇談会を行います。
 - 1学期:保護者・生徒・学級担任の三者懇談会
 - 2学期:保護者・学級担任の二者懇談会
 - ・3年生は、1学期末と2学期末、3学期に、次のように個別懇談会を行います。
 - 1学期:保護者・生徒・学級担任の三者懇談会
 - 2学期:保護者・生徒・学級担任の三者懇談会
 - 3学期:保護者・生徒・学級担任の三者懇談会(進路について、希望者のみ)
 - ・そのほか必要に応じて、個別に電話連絡や家庭訪問を行います。
 - ・学校への問い合わせ、ご相談などがありましたら、遠慮なくご連絡ください。
- 【電話対応:平日 7:45~16:30 まで。部活動のある日は最終下校時刻1時間後を目安に、電話の取次ぎを終了させていただきます。】

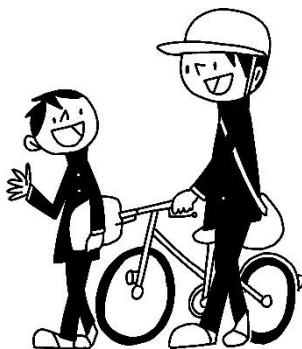
桜井中学校電話番号 0566-99-0028

【不審者、事件・事故への対応】

- ・生徒が、自分で自分の身を守ることができるようになるために、
 - ①できるだけ複数で登下校し、一人になる時間を減らすように声をかけてください。
 - ②塾や習い事の行き帰り等、夜間に外出する際は、できるだけ保護者の方が送り迎えをしてください。
 - ③危ないと感じたら大声を出し、「子ども110番の家」や近くの民家に逃げ込みます。親子で通学路等の確認をしてください。
 - ④警察に連絡することを躊躇しないように、日ごろから話をしていきましょう。事件・事故にあったときは、軽いものだからと思わず、必ず警察に連絡してください。
- ・不審者情報は、学校から tetoru での連絡メール(登録者のみ)でもお知らせします。
- ・安城市のホームページ「望遠郷」にも、不審者情報が掲載されています。
- ・事前に登録すると、不審者や防災の情報をメールで配信されるサービス「安全安心情報ニュース(不審者情報・安全安心情報メール)」があります。登録の方法については、安城市のホームページをご参照ください。



安城市HP



【携帯電話、スマートフォン】

近年、小中高生の間で、スマートフォン等(以下スマホ等)にかかわる学校外でのトラブル(ネット依存、ネットいじめ、誘い出し・なりすまし、ネット詐欺など)が多発しています。

安城市では、「新 安城ケータイ・スマホ宣言」(27ページ)を作成し、呼びかけを行っています。しかし、ゲームサイトからの課金請求や、何気なくインターネット上にアップされた掲載写真などの情報から居住区が特定され、ストーカー行為をされるなどの事例が市内でも起きています。

ご家庭において、お子さんにスマホ等を利用させるのであれば、いつでもトラブルに巻き込まれる可能性があることを想定し、事前に対策しておく必要があります。多くのトラブルは、放課後ご家庭で起きており、トラブルの防止や解決には、保護者の皆様の当事者意識が大切です。有害サイトへのアクセスを制限する「フィルタリングサービス」を利用するなど、事前に使い方のルールを親子でしっかり話し合い、決めたことを守らせるよう、適切な監督をよろしくお願いします。

国内で初めて「ネット依存外来」を開設した国立病院機構久里浜医療センター(神奈川県)では、スマホやパソコン等との付き合い方のポイントを以下のように伝えています。

- ・占有させない。
- ・買う前に使用ルールを作り、紙に書いて目につくところに張り出すこと。
- ・ルール違反には、「翌日は使用禁止」などのペナルティーを実践すること。一度の違反ですべてを取り上げるのは好ましくない。
- ・オンラインゲームで課金をせずに楽しむには時間が必要になるので注意する。
- ・親もルールを守り、模範となる使い方をすること。
- ・リビングなど、家族がいる部屋で使うこと。
- ・親に無断でオンライン決済をしないこと。
- ・スポーツなど五感を使うことで、現実の世界を大切にしよう導くこと。

特に注目していただきたいのは、「家族で決めたルールは親も守る」という項目です。一方的にルールを押しつけると、子どもも反抗します。一緒にルールを守ることで親子の間に結束力が生まれ、目標を達成しやすくなるそうです。ぜひ、参考にしてみてください。

- ・こども家庭庁が作成した青少年の保護者向け普及啓発リーフレット「保護者がおさえたい4つのポイント(生徒編)」も、これらの問題について、たいへん分かりやすくまとめられていて参考になります。



青少年の保護者向け
普及啓発リーフレット集

学校からのお願い

【欠席等連絡アプリ「tetoru(テトル)」の登録】(入学式当日に文書配付)

○サービスの概要

- ・生徒の遅刻や欠席の連絡ができます。
「tetoru」から送信された連絡は、学校職員がパソコンやタブレットで、セキュリティ管理された専用サイトを介して確認しています。そのため教室や部活動の遠征先で欠席確認や理由の把握ができ、連絡の行き違い等を減らすことができます。
- ・学校からの連絡配信の閲覧ができます。
学校や教育委員会から「tetoru」を登録した方に連絡メールおよび配付文書を送ることができます。

○利用方法

- ・入学式当日に、お子様の名前と登録番号(QRコード)の書かれた登録シートをお渡しします。用紙のQRコードから「tetoru アプリ」をインストールし、案内の手順に従って操作し、登録をします。詳細につきましては、後日配付する文書にてお知らせします。
- ・生徒が進級する際には自動的に学年が更新されますので、再登録や変更等の手続は必要ありません。

○その他

- ・登録できないご家族・ご家庭におかれましては、これまで通り電話で欠席等の連絡をしてください。また当日8:10以降や急ぎの場合についても、電話で欠席等の連絡をしていただきますようお願いいたします。電話でご連絡いただいた内容は、情報共有のため、職員がtetoruに入力させていただいています。
- ・登録いただきますと、休日や長期休業中の部活動の欠席等の連絡もできます。
- ・「tetoru」にて欠席連絡をされる場合は、「体調不良」だけでなく、なるべく「発熱」「咳」など具体的な症状をお知らせください。インフルエンザ等の出席停止の疾病の場合、後ほど学校から詳しい情報をお電話にてお伺いする場合があります。



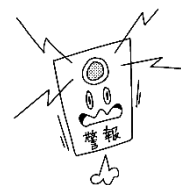
大災害時等の対応について

【大規模地震に関する対応】(入学式当日に調査票配付)

- 1 大規模地震が発生し、安城市に震度5弱以上の揺れが起こった場合
 - (1) 在宅時は登校せず、自宅待機とする。
 - (2) 登下校の途中に起きた場合は、安全な場所に避難し、安全を確認しながら、速やかに帰宅する。
※学校近くまで来ている場合は学校に行く。
 - (3) 在校時の場合は、教職員の指示に従い、安全な場所に避難する。
 - ・保護者または代理者(調査票に記載されている方)に引き渡しを行います。
 - ・保護者との連絡が取れない場合は、学校にて待機させます。
- 2 学校の再開について
 - ・学校から連絡があるまで自宅待機する。
 - ・学校からの緊急連絡を、桜井中学校ホームページに掲載するとともに、teturu での連絡メールにてお知らせします。

【警報等に関する対応】

- 1 生徒が登校する前に、名古屋地方気象台から安城市に暴風警報や暴風雪警報が発表されている場合
 - (1) 午前6時までに安城市の警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
 - (2) 午前6時までに安城市の警報が解除されなかった場合は、その日の授業は行わない。
 - (3) 道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときは、登校しなくてよい。
※その際は、学校に連絡してください。
 - (4) 登校途中で警報が発表されたことを知ったときは、すぐ帰宅する。
 - (5) 日曜・祝日・休暇中に警報が発表されたときは、登校してはいけない。
- 2 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から安城市に暴風警報や暴風雪警報が発表された場合
 - (1) 教職員の指示に従って行動する。
 - (2) 教職員が安全に帰宅できると判断したときは、速やかに下校する。
 - (3) 教職員が帰宅困難と判断したときは、保護者の迎えを待つ。
- 3 名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合
 - (1) 登校する以前に発表されている場合は自宅待機とする。
 - (2) 特別警報解除後も、学校から登校の連絡が出されるまでは自宅待機とする。なお、登校の判断についての情報は、学校ホームページおよび teturu での連絡メール等により周知する。
 - (3) 登校後に発表された場合は、教職員の指示に従って行動する。状況により保護者に迎えにきてもらう。
- 4 安城市に暴風警報・特別警報が発表されていないが、強風注意報・大雨警報等発表時の場合
 - (1) 登校する以前に発表されている場合、安全第一に考え、保護者判断により、登校または自宅待機する。登校を見合わせた場合、学校に連絡する。校長は、それを認め、遅刻、欠席扱いとはしない。
 - (2) 登校する場合、土砂崩れや冠水箇所の通行等、安全には十分気をつける。



【その他】

- ・日頃から、自然災害発生時に備えて、避難場所や避難経路、緊急時の連絡先等について、ご家庭で打ち合わせをしておくようお願いします。
- ・上記以外の緊急事態(不審者による学校侵入など)が発生したときも同様に、生徒を安全な場所へ避難させた後、保護者の出迎え(引き渡し)をお願いすることがあります。

学費等の預貯金口座振替についてのお願い

○学費等預貯金口座振替の利点

- ・生徒に現金を持たせることを避け、紛失等の事故を未然に防ぎます。
- ・集金事務の効率化ができます。

○学費等預貯金の口座振替の実施要項

〈振替日〉

- ・原則として、毎月25日前後を口座から引き落としの日とさせていただきます。
- ・7月と12月は、その月の5日前後とします。4月は、事務手続き上、下旬とします。
- ・8月と3月は引き落としをしません。

〈対象者〉

- ・原則として全員です。なお、現金集金を希望される方は、本校の事務職員までお申し出ください。

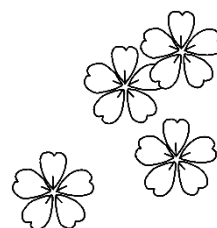
○学費等預貯金の口座振替の金融機関の指定

- ・あいち中央農業協同組合
- ・碧海信用金庫
- ・岡崎信用金庫

の中から、指定してください。

○その他

- ・依頼書の記入事項に変更が生じた場合で、預貯金口座や振替の解約をする場合は、ただちに学校にお申し出てください。
- ・学校が指定した振替日に、預金の残高不足で預金口座振替ができなかった場合には、お子さんを通じ学校から「学費未納のお知らせ」をお届けします。この場合は、翌日以降現金で学校へ納入してください。
- ・学費等預貯金の口座振替の金額は、貯金通帳に明示されますので、学校から領収証は発行いたしません。



保健室から

【保健室の利用のしかた】

- ・保健室は、次のようなときに利用することができます。

けがをしたとき	体調が悪くなったとき
相談したいことや悩みがあるとき	体や心について知りたいときなど

- ・学級担任や教科担任、健康委員に保健室へ行くことを伝えてから来室します。何も言わずにいなくなると、周りの皆が心配します。付き添いは一人とします。授業中は、教職員が付き添います。
- ・できるだけ休憩時間に処置を受けるようにします。次の授業に遅れそうなときは、あらかじめ学級担任か次の授業の教科担任に連絡をしてから来室します。
- ・アレルギーや副作用などの事故防止のため、保健室に内服薬はありません。外用薬は、救急処置に必要なものを用意しています。
- ・保健室での休養は、保健室の先生の指示により、1時間までを目安とします。回復後は、授業に参加します。休養しても体調が悪く、早退したほうがよい場合は保護者に連絡をします。保護者は、お子さんを迎えに来てください。
- ・万が一のことですが、特に緊急を要する場合は、保護者より先に119番に連絡することもあります。ご承知おきください。

【日本スポーツ振興センター加入同意書】(入学式当日に配付)

- ・登下校時、学校内、部活動中でのけがなどで医療機関を受診した場合、日本スポーツ振興センターに申請することによって、医療費の給付を受けることができます。子ども医療費受給者証等を利用し、窓口での自己負担が無い場合でも、医療保険並の療養に要する費用の1割分は給付されます。また、万一の場合の障害見舞金や死亡見舞金の給付もありますので、ご加入いただきますよう、お願いいたします。
- ・日本スポーツ振興センター加入同意書は、一度提出していただくと中学校在学中は有効です。

【健康カード】(入学式当日に配付)

- ・健康カードは職員室に保管します。健康診断(※)の際の問診票の役割を果たす他、病気やけがが発生したときの対応の際に重要な資料になります。今年度分の記入をお願いします。なお、緊急時の連絡先や保険証の種類などに変更があった場合は必ず書き換えてください。

【健康診断】(4~6月)(※)

- ・学校の健康診断は、学校保健安全法という法律に基づいて行われるものです。目的は、主に「自分の成長や健康状態を知る」「病気の疑いがないかを調べる」「自分の体や健康に関心をもつ」の3つです。事前調査等、健康診断に関わる書類が多数あります。期日までの提出にご協力をお願いします。心と体の健康は、さまざまな活動の基礎になります。自分の体のことを知り大切にする気持ちを育む機会にしてほしいと思います。





学校の教育目標

自ら考えて行動し、思いやりとたくましさのある生徒の育成

校訓 「質実剛健」
全校合唱曲「前へ」
生徒会スローガン「We Love 桜井中」

いのち

多様性を認め合い、ともに生きる
すばらしさを実感できる生徒に

ふるさと

ふるさを誇りに思い、
地域に貢献できる生徒に

夢

自由と責任を自覚し、
自治力を高める生徒に



確かな学力

主体的・対話的で深い学び

→授業の工夫による「生涯にわたり学び続ける力」の育成

個を支える指導・支援

→一人一人の学びの場の保障と
きめ細やかな対応

実体験から学ぶ場の拡充

→ICT 機器の有効活用と並行した
五感に訴える体験活動

豊かな心

自己肯定感・有用感の向上

→生徒自らが「自治力」を
発揮できる場の設定・充実

居場所づくりと絆づくり

→担任カラーの学級から
「生徒色」の学級づくり

委員会活動のプロジェクト化

→委員会から生徒主体のプロ
ジェクトへの段階的移行

健やかな心身

相談活動の充実

→相談アプリや hyper-QU を
活用した支援体制の充実

しなやかで折れない心の育成

→「相談力」「回復力」「対応
力」を高める教育活動の推進

健康管理ができる学校づくり

→食育をはじめ、健康を大切
にする意識の継続・行動化

私たちは、「生徒が主役」の理念のもと、チーム担任制を進め、生徒に伴走します

- ・生徒を信じて、見守る姿勢を大切にします
- ・複数の教員が多様な見方で生徒に接し、支えます
- ・研修に努め、指導力の向上を図ります
- ・人権感覚を磨き、生徒・保護者からの信頼を得ます

～「地域とともにある学校づくり」を進めます～

学校は

地域貢献の力になれるよう

学校運営協議会

地域ボランティア 地域行事参加 防災教室等への
積極的な参加を進めます

地域は

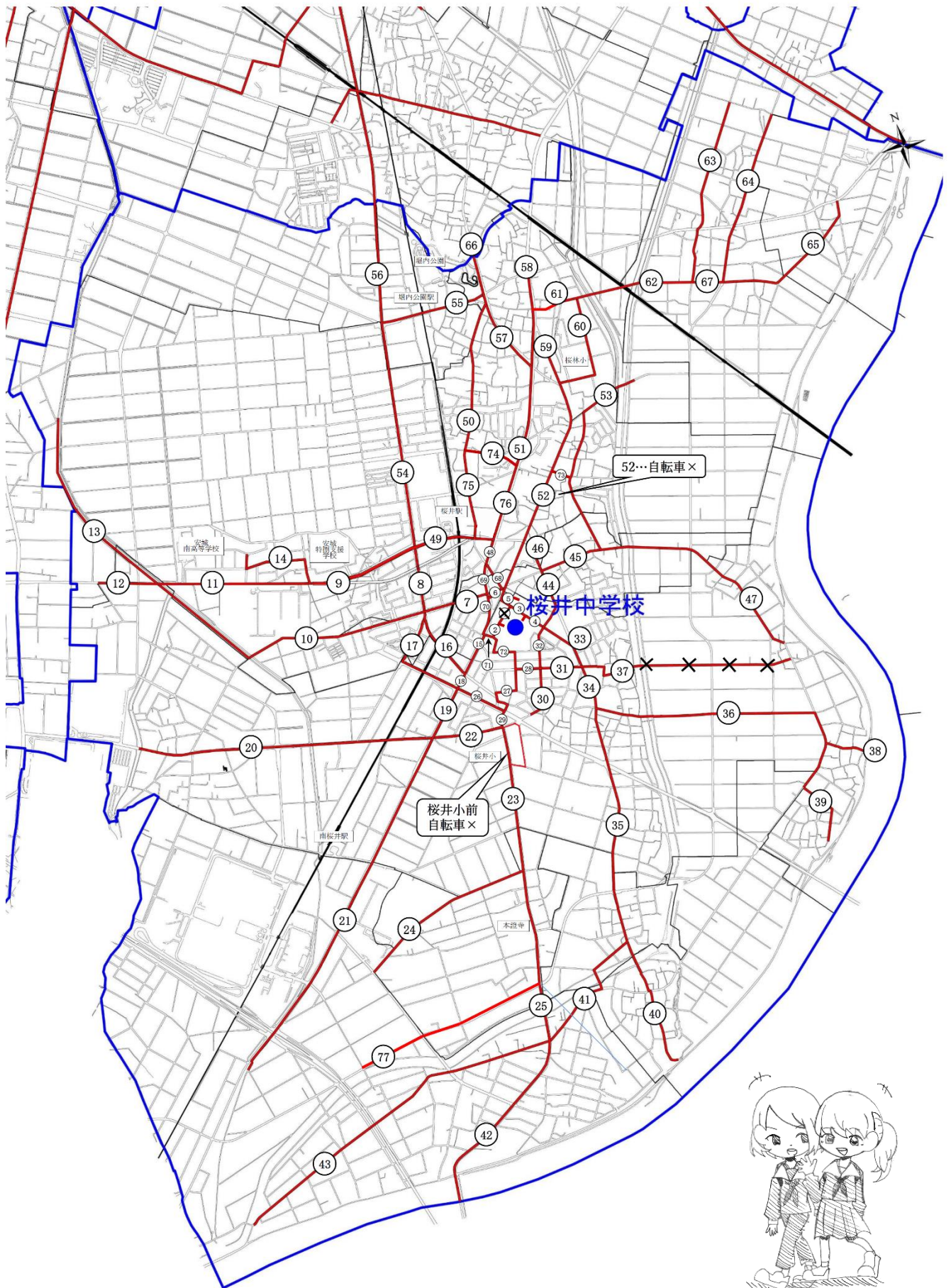
学校の応援者になっていただけるよう

地域学校協働活動

環境整備活動 学習支援 相談ボランティア等の
積極的な依頼を進めます

通学路一覧

太い線が通学路です。家から安全な道を通り、一番近い通学路に出てください。



自転車通学について

【自転車通学許可の基準】

- ・パソコンやスマホを使い、Googleマップで、「自宅(住所)」から「桜井中学校」までの経路を検索したときの距離(複数の経路が表示される場合は最短経路の距離)が1.5Km以上ある場合に自転車通学を許可します。※桜井地区の区画整理による新住所がGoogleマップに対応していない場合は、旧住所で検索してください。
- ・安城市小川町の、福地、馬場瀬、西六反、上六反、天神、小向(旧住所)などのように、鹿乗川を渡って登下校する生徒については、現在通行可能な下懸橋または姫下橋を通る経路で検索してください。
- ・この件についてのお問い合わせは、桜井中学校自転車担当までお願いします。

【自転車通学の流れ】

- ・上記の自転車通学の基準を満たしていることを確認の上、所定の用紙「自転車通学許可願」に必要事項を記入して在籍する各小学校に提出してください。**提出締切日:令和8年2月13日(金)**
- ・3月上旬までに、自転車通学許可が下りるかどうかにについてお知らせします。
- ・自転車通学許可が下りた場合、自転車置き場の番号(※)をお知らせします。三年間、同じ場所に自転車をとめてください。
- ・1年生は、入学式の翌日から自転車通学ができます。第1回通学班集体会が行われる日までは、21ページの「通学路一覧」を参考にしたり、近所に住む先輩たちが通る安全そうな道を選んだりして、時間に余裕をもって登下校します。
- ・自転車通学をする際は、決められた通学路を通り、交通安全に十分気を付けて登下校します。
- ・自転車通学許可が下りていても、日によって徒歩通学をするなどしてもかまいません。このときも決められた通学路を通ります。
- ・もしも引っ越しをしたり、自転車を買って替えたりしたときは、学級担任までお知らせください。

○例 自転車置き場の番号(※)が176の場合

自転車置き場内で、番号が176の人向けに決められた場所に、自転車をとめます。

自転車置き場															
1レーン				2レーン				3レーン				4レーン			
学年	番号	年組	名前	学年	番号	年組	名前	学年	番号	年組	名前	学年	番号	年組	名前
R3入学3年生	1			R3入学3年生	60			R5入学1年生	120			R4入学2年生	180		
	2				61				121				181		
	3				62				122				182		
	4				63				123				183		
	5				64				124				184		
	6				65				125				185		
	7				66				126				186		
	8				67				127				187		
	9				68				128				188		
	10				69				129				189		
	11				70				130				190		
	12				71				131				191		
	13				72				132				192		
	14				73				133				193		
	15				74				134				194		
	16				75				135				195		
	17				76				136				196		
	18				77				137				197		
	19				78				138				198		
	20				79				139				199		
	21				80				140				200		
	22				81				141				201		
	23				82				142				202		
	24				83				143				203		
	25				84				144				204		
	26				85				145				205		
	27				86				146				206		
	28				87				147				207		
	29				88				148				208		
	30				89				149				209		
	31				90				150				210		
	32				91				151				211		
	33				92				152				212		
	34				93				153				213		
	35				94				154				214		
	36				95				155				215		
	37				96				156				216		
	38				97				157				217		
	39				98				158				218		
	40				99				159				219		
	41				100				160				220		
	42				101				161				221		
	43				102				162				222		
	44				103				163				223		
	45				104				164				224		
	46				105				165				225		
	47				106				166				226		
	48				107				167				227		
	49				108				168				228		
	50				109				169				229		
	51				110				170				230		
	52				111				171				231		
	53				112				172				232		
	54				113				173				233		
	55				114				174				234		
	56				115				175				235		
	57								176				236		
	58				117				177				237		
	59				118				178				238		
					119				179				239		

- ・毎年4月、全校生徒を対象に、「自転車利用許可に伴う誓約書(登下校、部活動、校外学習など)」を作成し、交通安全への意識を高めています。

平成30年4月

保護者の皆様へ

愛知県教育委員会

教員の多忙化解消に向けた取組への御理解と御協力について（お願い）

保護者の皆様には、日頃より愛知県の教育に御理解・御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

教員の業務は、新しい学習指導要領への対応や、特別な支援を必要とする子どもたちへの個別の教育支援の他、様々な教育課題等により、ますます複雑化、多様化しております。

そうした中で、教員の専門性を高めつつ、子どもと向き合う時間を十分確保し、質の高い教育を持続的に進めていくことが求められています。

愛知県教育委員会では、平成29年3月に「教員の多忙化解消プラン」（県教委ホームページ参照）を策定し、以下の基本的な考え方の下、保護者や県民の皆様のご理解を得ながら、学校とともに、教員が学習指導、生徒指導などの業務に専念できる環境づくりを進めております。

＜取組を進める上での基本的な考え方＞

「教員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスに十分配慮し、各教員が健康的に教育活動に従事できる環境を整えていくことは、学校設置者の責務であり、質の高い教育を持続的に進めていくための基盤である。」

愛知県教育委員会としましては、平成30年度以降、全県的に以下の取組を進めてまいります。教職員が授業や児童生徒の指導に専念できる環境づくりに向けた取組への御理解・御協力をいただきますよう、よろしくごお願いいたします。

- 学校の施設時間の設定（全日制については平成30年度中に遅くとも20時までを目安として設定）
- 勤務時間外の電話対応の在り方の見直し
- 部活動の休養日・活動時間の設定の見直し（平成30年度の早期に示す部活動指導ガイドラインで明示）
- 部活動指導総合コーチの試行的導入（平成30年度）
- 多忙化解消に係る重点目標の設定（平成30年度から）
- 行事運営、部活動等に係る保護者、地域への御協力のお願い など

担 当 教育企画課教育政策グループ

電 話 052-954-6827（ダイヤルイン）

メール kyoikukikaku@pref.aichi.lg.jp

保護者、地域の皆様へ

- 現在、学校現場では幅広い業務を抱えています。近年の教員の大量退職・大量採用により、若い教員が大幅に増加するとともに、ベテラン層の教員数が減少しています。
- 部活動においても、長時間労働の要因のひとつとなり得ることから、多忙化を解消していくためにも、学校だけで全てを担うことが困難な状況となりつつあります。
- 新学習指導要領の実施（小：H32～、中：H33～、高：H34～）に対応するためにも、教員の業務負担を軽減し、心身の健康を損なうことのないようにすることが重要です。教員の健康は子どもたちの笑顔への第一歩です。
- そのためには、これまで学校が果たしてきた役割を、教員以外の専門職員や学校外に委ねることも必要となります。学校だけで教育活動に取り組むのではなく、行事運営や部活動など様々な場面で保護者や地域の方々の手をお借りしながら、今まで以上に充実した教育活動を実現していくことが求められています。
- 愛知県教育委員会では、学校や地域の実情に応じて、学校の開錠・施錠時間の設定、夏休み期間中の学校閉校日の設定、部活動に係る活動時間や休養日等の設定など、教員の多忙化解消に向けた様々な取組を行ってまいります。
- 加えて、教員がゆとりをもって教育活動に取り組めるよう、国の「学校における働き方改革」の動きを踏まえながら、教職員定数の充実に向けて、引き続き努力してまいります。
- 保護者や地域の皆様方におかれましては、学校における教育活動に御理解・御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

安城市マイタブレット(学習用 iPad)使用ガイド〈家庭用〉

はじめに

この使用ガイドは、安城市の小中学生がマイタブレットを適切に使って学習できるように、まとめています。

マイタブレットは安城市からお子様一人1台お貸しするものです。マイタブレットは有効に使うと学習効果が高められるツールですが、心配されることもたくさんあります。使用ガイドをご家庭で一緒にお読みいただき、安全に使用してください。

1 目的

新しい時代に必要となる資質・能力「学びに向かう力」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」の習得を目指し、児童生徒が「自ら考え主体的に行動できる力」を身に付けるためのツールとして活用します。

2 基本的な使い方

- 登下校中は、マイタブレットをかばんから出しません。
- 使用できる時間は、午前6時から午後10時までです。
(※午後10時以降は操作ができなくなります。今後の使用状況により変更もあります。)
- 無くしたり、盗まれたり、落として壊したり、水に濡らしたりしないように十分気を付けます。
- 鉛筆などでは触れず、指で触れる、または専用タッチペンを使うようにします。
- 磁石など、マイタブレットの調子の悪くなるものを近づけません。

3 学校で使う場合

- 休み時間や授業後に使う時は、先生の指示に従いましょう。

4 家庭で使う場合

- 使用する時間は家庭でよく話し合います。
- 家庭で使う場所、置く場所を決めます。
- 家庭学習に有効な使い方をしましょう。
- 学校へ持ってくるときには、自宅ですべて充電しておきます。

5 健康のために

- 使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- 30分に一度は遠くを見るなど、ときどき目を休ませます。
- 就寝する2時間前は使いません。

6 個人情報等

- 自分のマイタブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- 自分のマイタブレットの暗証番号、アカウントIDやパスワードを他人に教えません。
- 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネット上には絶対に上げません。
- 相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。
- 私物のパソコンやUSBメモリなどの記録媒体をマイタブレットにつなぎません。

7 データの保存

- マイタブレット本体のデータの容量がいっぱいになる前に、データの整理をします。

8 安全に使用するために

- 利用方法について家族と一緒に「情報を正しく使うこと」について考えます。
- 不適切な写真や動画など、ネットに刻まれた情報は半永久的に残るので、未来の自分を苦しめることのないよう、正しい利用をします。
- 違法な画像や動画等をダウンロードして他者の権利や肖像権を侵害しません。
- 有害なサイトにアクセスしたり、課金などをしたりしません。
※有害サイトについてはブロックしていますが、限度があります。問題が発生したときは、すぐ学校に連絡してください。請求額の保証はできませんので、ご注意ください。

9 おわりに

学習用マイタブレットを1人1台持つことは、令和の時代における学校の「スタンダード」になります。これは、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、安城の子どもたちの可能性を大きく広げるものです。

子どもたちが変化を前向きに受け止め、予測不可能な未来社会を自立的に生活できるよう願っています。

安城市教育委員会

新 安城ケータイ・スマホ宣言

ケータイ・スマホの契約は、小中学生だけではできません。そのことをふまえ、保護者とよく相談の上、次のことを守って使うようにします。

わたしたちは、

① SNS に個人こじんの特定とくていにつながる情報じょうほうを載せません。

- ・自分や相手が嫌いやな思いおもをしないようにします。
- ・写真や動画を勝手に載せません。
- ・一度載せた情報は、二度と消すことはできません。

② 何かなにをしながら、ケータイ・スマホを使つかいません。

- ・自転車乗車中や歩行中に使うことは、身の危険きけんにつながります。
- ・食事中や会話中に使うことは、相手あいてに対して失礼しつれいなことです。
- ・勉強中に勉強以外の目的で使うことは、集中しゅうしゅうしにくい環境かんきょうをつくります。

③ いじめやトラブルが起おこらない行動こうどうをします。

- ・相手あいてになったつもりで、メッセージを送おくります。
- ・むやみに、自分じぶんの中の常識じょうしきや気持ちきもちを他人たにんに押し付けおけません。
- ・自分の家いへで決めたルールを友達ともだちにも伝え、わかつたってもらうようにします。

④ SNS で知り合あった人と会あいません。

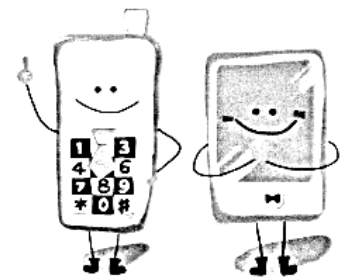
- ・知らない人やあやしい人をSNSで追加ついかや承認しょうにん、連絡れんらくをしません。

⑤ 保護者ほごしゃや先生せんせいに相談そうだん・報告ほうこくします。

- ・お金かかに関わることは、保護者ほごしゃの許可きよかをとってから行おこないます。
- ・困こまったら、一人ひとりで抱かかえ込こまず、大人おとなに相談そうだんします。

⑥ 家庭かていで話し合はなってルールあを作つくります。

- ・一日いつじつに使つかってよい時間数じかんすうを設定せっていします。
- ・決めた場所きめ以外いがいでは使つかいません。
- ・夜間やかんは、決めた場所きめに置おいておきます。



令和元年 11月 15日

安城市中学生ふれあい会議にて採択

ケータイくん スマホちゃん

知らないじゃすまされない！！

自転車の交通ルール

愛知県警からのお知らせ



自転車の交通ルールを動画で学ぼう！！

小学生用視聴動画

- 自転車の正しい乗り方
- ヘルメットのかぶりかた



小学生用



中・高校生用視聴動画

- 自転車の基本的な交通ルール
- ヘルメットの重要性
- 道路交通法の改正（スマホ・酒気帯び罰則強化）



中・高校生用

高齢者用視聴動画（一般向け）

- 自転車の基本的な交通ルール
- ヘルメットの重要性
- 道路交通法の改正（スマホ・酒気帯び罰則強化）



高齢者用
（一般向け）

他にも見て欲しい動画があります！

自転車のルール

「5つの左」

小学生向け



「サイクリング」

中・高校生
一般向け



自転車乗るなら
ヘルメット！！

保護者の皆様へ

愛知県警察からのお願いです。

愛知県警察では、自転車の安全利用を促すため、「小学生」、「中学・高校生」、「高齢者を主とした成人」を対象とした自転車の交通ルールに関する啓発動画をそれぞれ作成いたしました。

そこで、各教育委員会や各学校に対し、交通ルールに関する啓発動画を視聴していただくようお願いしているところではありますが、ご家庭でも積極的にお子様に対し、啓発動画を視聴させていただくことで、自転車の安全利用について、理解を深めていただきたいと思いますと考えております。

つきましては、動画投稿サイト「YouTube」へリンクする二次元コードが掲載された啓発資料を愛知県警察から教育委員会を通じて各学校に提供しておりますので、こちらから動画をご覧ください。

また、各啓発動画の URL を下記のとおり掲載いたしますので、こちらから啓発動画を視聴いただくことも可能です。

児童・生徒が絡む自転車事故を一件でも減らすため、ご協力をお願いします。

- 一緒に学ぼう！自転車の交通ルール【小学生向け】

URL <https://youtu.be/qBXLVVM-ec>



- 自転車の交通ルール【中学・高校生向け】

URL https://youtu.be/t_dx4IlHPnw



- 自転車の交通ルール【高齢者を主とした成人向け】

URL https://youtu.be/sS_q0hrfFZ8



- 自転車の交通ルール【5つの左・小学生向け】

URL <https://youtu.be/n5ys3FQKfiY>



- 自転車の交通ルール【サイクリング・中学生以上向け】

URL <https://youtu.be/KX7hl57pAeQ>



本件担当

愛知県警察本部 交通部 交通総務課
小型モビリティ対策係 警部補 福島
電話(052)-951-1611【内線 5065】

